

## 第2回教育委員会定例会会議録

平成23年2月22日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育長		
出席職員	教育次長		是松昭一
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		悴田康之
	生涯学習課長		尾崎重明
	給食センター一所長		石田進
	公民館長		荒井敏行
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会



午後 2 時 0 0 分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。雨や雪の冷たい日も続きましたが、きょうは大分温かくなりまして、梅の花に加えて桃の花も咲いてまいりました。

それでは、これから平成23年第2回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を米田委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それでは、議事に入ります。



### ○議題（１） 教育長報告

○【佐藤委員長】 最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育次長、お願いします。

○【是松教育次長】 それでは、前回、第1回定例会を開催いたしました1月25日から昨日2月21日までの教育委員会の主な動きについてご報告申し上げます。

1月27日木曜日に、給食センター運営審議会を開催いたしました。この日は給食用牛乳の製造工場の視察も行っております。同日、体育指導委員会を開催しております。

1月28日金曜日に、文化財保護審議会を開催いたしました。

2月2日水曜日には、校長会を開催いたしました。また同日、国体実行委員会の第1回常任委員会を開催いたしました。教育委員会からは教育委員長に出席をいただきました。

2月3日木曜日、給食センターの献立作成委員会を開催しております。同日夜、文化芸術講演会ということで、「仏教伝来の道 平山郁夫と文化財保護」についての講演会を開きました。講演の冒頭で、委員長よりごあいさつをいただいております。

2月4日金曜日、東京都市町村教育委員会連合会の研修会が開催されております。

2月8日火曜日、東京都人権尊重教育推進校として第四小学校が研究発表会を行いました。同日夜、公民館運営審議会を開催いたしました。

2月9日水曜日に、副校長会を開催いたしました。

2月10日木曜日、国立市研究奨励校、これは第五小学校の研究発表会を開催しております。

2月12日土曜日、中学生「東京駅伝」の試走会が味の素スタジアムで行われております。

2月14日月曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしております。同日、子どもの安全・見守りのための学校セーフティサポート事業の講習会を開催しております。同日、市議会の全員協議会が開催されました。内容は住基ネットの判決に伴うものでございました。

2月15日火曜日、社会教育委員の会を開催いたしました。

2月16日水曜日には、東京都市教育長会が開催され、教育次長が出席いたしました。

2月17日木曜日、国立市研究奨励校として第二小学校が研究発表会を行いました。

2月18日金曜日、多摩地区特別支援教育研究会の「劇と音楽の会」が、くにたち芸術小ホールで開催されました。

教育長報告は以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 それでは今、教育次長のほうからご報告がありました1月から2月にかけての行事

に関して、参加させていただいたことについて感想を述べさせていただきます。

この一覧表にはなかったのですが、2月2日、六小で東京教師道場の経験をなされた山中陽子先生による公開授業が行われました。国立市の中で道場に入って研修をするという、非常に意欲的な教師研修の1つだと思います。実際の公開授業は5年生の国語の時間です。内容としては「大造じいさんとガン」という物語文の読み取りを題材にしまして、テーマとしては、児童が主体的に課題を追究する授業の展開の工夫ということでした。

かなり時間をかけて子どもたちに物語文の読み取りのコツというものを指導なさり、例えば、文章の中で、登場人物の会話や行動、さらには情景をどう書くかというようなことも含めて、その登場人物の気持ちを非常に細かく読み取るということに力を入れて授業をなさっていました。

ワークシートなども非常に工夫なさって、そして子どもたちも先生の指導に一生懸命こたえている姿が非常に印象的でした。その公開授業の後、先生たちによる協議会も非常に活発に行われ、成果と課題ということできろいろない点、それから問題点というのが出されております。

そして、最後に悴田課長から適切な講評を丁寧にしていただいたので、先生たちにとっても非常に有意義な時間になったのだろうというふうに思いました。

国立市の先生たちは、校内研究ですとか実践研でありますとか、研修の機会がたくさんありますが、こういう形で東京教師道場などにも自分で指導力を高めるために経験を積まれるということは、子どもたちにとっても大変ありがたいことだなというふうに思いました。

それと、2月4日に東京都市町村教育委員会連合会の研修会が行われました。教育委員を対象にする研修会ということで、中心はお茶の水女子大学名誉教授の藤原正彦先生の講演ということで、先生のご経験から21世紀を担う子どもたちを育てるといふ、そういうテーマでお話をしてくださいました。

子どもにとって非常に重要なこととして、例えば論理的な思考を育てるとか、それから知識は非常に基本的に大事であるということ強調され、そして中心としては、子どもの情緒力を育成するといふことが、これは国語だけではなく数学においても、物理においても、いわゆる感性を磨く、美的感受性を磨くことが非常に大事だといふようなお話をなさいました。そして、情緒力の中には、美的感性だけではなくて、他人の不幸を哀れむ、そういうような気持ちを育てることが非常に大事であるといふことで、例えば日常的にさまざまな友達やそのほかの人たちと交流すること、そういう雑多な経験が基礎になって、そして何よりここでもいわゆる国語、言葉による自分の考えをまとめる大切さ、思考力をまとめ、そして情緒力をまとめる上でも非常に国語教育、感性豊かな子どもを育てるための一番中心は国語であるといふ、そういう話をなさいました。先ほど申し上げました、2月2日の六小の物語文の丁寧な読み取りみたいな公開授業を拝見しましたけれども、こういうような形の積み重ねが、藤原先生がおっしゃっているところの情緒力を高める実際の教育にかなりつながっていくのかなというふうに思いました。

そして、それがまた同じように2月8日の人権尊重の教育推進校である四小の公開授業、さらに講演といふのを伺ったときにも、やはり国語力といひますか、言葉の大切さ、そして自分を表現し、友達の話聞く力といふものがすべての教科の基本になるということ、この人権尊重の教育のところでも強調されていました。

先生たちも各学年、低学年、中学年、高学年によって、例えば低学年は友達と仲よく助け合おうとか、中学年はしょうがいしゃへの理解とか、自分は何ができるかといふこととか、あと高学年の場合には、高齢者との対応をどうするべきかといふような形での道徳教育や、さらには生活指導みたいな

中での授業でした。そういう形の一番基本には、いわゆるコミュニケーション能力、国語力、そういったものがあって、そしてその上に積み重ねていくということで、この四小の場合には、去年は国語力を高めるということによって人権教育に資する力をつけさせるということなさを、ことしはさらに進めて、自分も友達も大事にするというような人権教育をなさっているということがありました。

講評、それから指導という形で悴田課長が講評をなさり、基本的には教師の人権の感覚という、それを高めることが非常に大事であるということとか、学校の日常生活の中で取り組むことが大事であるというような話をされました。

それから、指導として都の指導部の主任指導主事の神山直子先生がおっしゃっていたこととしては、四小の場合には、人間関係をよくする、そして友達、人を大事にするという普遍的な視野からの教育はかなり進んでいるけれども、それともう1つ、人権教育という場合には、個別の視点として具体的な人権課題、差別であるとか偏見であるとか、そういったことにも気づかせるという、そういったところを普遍的な視点の友情を高めると同時に両輪としてやっていく必要があるという、非常に要求度の高いといえますか、方向性みたいなものをかなりはっきり指導してくださいました。

最後に、講演ということで国立音楽大学理事長の宮地忠明先生が、やはりこの人権教育の前提となる、いわゆる力をつけるためにはどうしたらいいかというようなことを、今まで経験なさってきたいろいろな指導方法、そういったものも具体的にお話くださいながら先生に指導されていました。

基本的には、四小の人権尊重教育においても国語力といえますか、コミュニケーション能力といえますか、表現力といえますか、そういったものが非常に大事であるということが前提になっておまして、きょう、私が3つお話したところで、共通認識としてやはり国語力というものの大切さということが今さらに重要であると、大切にされているということをおもってまいりました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○【中村委員】 それでは、米田委員の報告に続けて、私もこの間、研究発表会に3回参加することができました。

1つは、国立四小の人権尊重教育の発表会です。米田委員が詳しくおっしゃってくださったので、幾つかつけ加えたいことだけ申し上げます。

1つは、四小の先生方がフィールドワークで、アイヌ文化交流センター、東京都中央卸売市場食肉市場・お肉の情報館、それから国立ハンセン病資料館に行かれたということで、このフィールドワークを通して、先生方の授業の基本となる人権感覚を磨くということを取り組まれたことがすばらしいことではないかと思いました。

本などで知っているだけではなく、実際と同じように体験することは難しいかもしれませんが、そういうセンターなど、資料を系統的に展示しているところにみずからの足で赴くということがとても大事だと思います。

先生方の人権感覚を磨くということと、ふだんの教育実践において、やはり先生たちが子どもたちの人権を大事にする、例えば命令や指示をするだけではなくて、子どもの言い分を丁寧に聞くとか、そういうことを含めて、自分が大事にされているということを子どもたちが感じて育つことがとても大事だと思います。そのように育っていくからこそ、自分の人権が侵害されたときには気づくことができるし、他人のそういう場面を目撃したときに気づくことができる。おいしいものを食べていれば

まずいものに気がつくことができるけれども、まずいものだけを食べさせて育ったらまずいものしかわからないという、そういうことがあると思います。それを四小の先生たちの取り組みから感じました。

国立市の研究奨励校で発表会は、五小と二小に伺いました。五小は「科学的リテラシーをはぐくむ指導の在り方」ということで、「だれにでもできる『くにごメソッド』」というのが研究主題でした。このタイトルにもあるように、もともと若手の教員、そして理科に苦手意識を持っている先生たちの支えとなるようなものとして研究が始まったというところが、この研究の大きな特徴だと思います。ここで研究授業を見せていただきましたが、その後、パネルディスカッションの形式で、ずっと指導してくださっていた大妻女子大学の石井雅幸先生、この「くにごメソッド」の最初からかかわっていらっしゃる、現在は三小の高木先生、それから今申し上げたような若手と理科が苦手だった教員という、それぞれの方が壇上でパネルディスカッションをして、非常に率直な意見の交換をされていたという、その形式もとてもよかったです。

「くにごメソッド」、初めはその「話型」とか授業の進め方とか、そういう基本的なところから始めたと思うのですけれども、名人芸ではなくてみんなができるというものをお互いにつくっていく、それから例えば、実験などをしたときに予定どおりの結果が出なくても、それが失敗ではなくてそこから何かを学んでいくという、そこから問いが生まれて学んでいくことが大事であるとか、そういうことがとても印象的でした。ただ、全部の授業を「くにごメソッド」でやるのはやはり難しい、そこは目的ではなくて出発点であり、形式を支えとしつつ形式にとらわれないという発言があったことも、今後の発展を期待させるものだったと思います。

2月17日木曜日は、二小に伺いました。「表現豊かな言葉で伝え合う児童の育成」ということで、ここでは発表会の工夫として、全体で集まる前に低学年、中学年、高学年の分科会に分かれて話す時間があったということも工夫された点だと思います。

佐藤委員も後からおっしゃると思うのですけれども、この研究会の一部として、ピアニストで作曲家の島筒英夫先生が、幼くして失明をされ、そのおかげでピアノ、音楽に出会えたというところからお話をお始めになって、そしてショパンを弾いていただいたのですが、その後、自分のイメージを語りながら自分がつくった曲を演奏するという形式で、「ちいちゃんのかげおくり」というお話をしてくださいました。

これは小学生の教科書にも載っているお話で、私も読んだことがあるのですが、改めて「ちいちゃんのかげおくり」の世界に、音楽を通して触れさせていただくという経験をすることができました。

研究発表会で涙が出てしまうなどということは予想していなかったのですが、そういう体験でした。しかも、国立市のすべての学校の先生たちがともにこの体験をすることができた、つまり、これはすばらしい1つの島筒先生の授業だったと思います。それを若い先生、ベテランの先生を含め、そしてこれまで何回も「ちいちゃんのかげおくり」を授業してきた先生も「感動した」、「こんな話だったんだ」ということをおっしゃっているのを聞きました。研究奨励校の発表会などで多くの先生たちが一緒に学べるこの国立市の規模というのは、とてもいいものであることを改めて思いました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

ないようでしたら、私も幾つか感想を申し上げます。

この間、学校行事で展覧会が3校でありましたので、その感想からお話します。

丁寧に心を込めて取り組んだすてきな作品がたくさんありました。また、中に通級児童の作品がありました。筆のかわりに手や指を使って絵の具の感触を確かめながら絵をかいたり、板を切って、くぎを打って、糸を張って、細かい手作業をたくさん取り入れながら、すてきなくもの巣ができ上がっていました。情緒面からも、そうした運動機能、それから手作業を入れるということがとても効果がある、大切であると伺っておりますので、実際こうした行事、また授業の中で取り入れていただくことは非常に大切だと思いました。

また、ある学校では、全校児童に呼びかけて集めたペットボトルを使って見事な共同作品、これは高学年でしたけれども、つくり上げていたところがありました。また、そのペットボトル、余った先の部分も会場を彩る花に利用して、エコということで行っていました。

少し細かくなりますけれども、小学校5年生で切り絵を展示しているところがありました。これは3枚の色画用紙を組み合わせて切り絵の背景をつくるということで、2枚だと比較的簡単なのだそうです。3枚だとやや難しくなり、その場合切り方を計画を立てて進めなければならないのだという説明がありました。また、低学年では波を立体的に制作しているところがありました。取り組む前にみんなで海や波のDVDを見て、イメージを膨らませてつくりましたという説明がありました。また、小学校1年生で、「世界でたった1つのケーキ」というタイトルで、ケーキをつくっていました。そこには、だれのためのどういうケーキにしたいかを考えてつくりましたとありました。作品やそれから子どもたちのコメントを見ていて、ケーキをつくりながら相手がどんなケーキなら喜んでくれるのか、相手のことを考えながら思いを相手に届けるというか、思いやりをもって制作しているということが非常に大事だと思いました。

全部小学校ですけれども、図工の授業の中で、制作の過程で比較をしたり、想像したり、考えたり、また思いやりを持ってつくり上げる、そうしたいろいろな過程を設定して授業をしているのだなと思いましたし、またそれが見えてくる作品であり、展示であったことが非常にうれしく思いました。

また、卒業生や地域の方、それから保護者、また先生方の作品も最近展示している展覧会も見受けられるようになりました。中には小・中連携が非常に発展した形で行われているところもありました。卒業生が母校や後輩を意識したり、それから先輩の作品に触れる機会というのはとても大切だと思います。

また、ある学校では、高学年の共同作品が非常に大作でした。その作品は先ほど教育委員から報告があった研究奨励校の研究発表の分科会の発表の最後でも、お披露目されました。目の前に作品があらわれた瞬間に、多くの先生方から大きなよめきと大きな拍手が送られていました。とても見事な作品でした。

個人で制作したり、共同で力を合わせてつくり上げる中で、たくさんの思い出をつくったり、多くのものを学ぶ機会であってほしいと思います。また、全部というわけではないですけれども、小学校1年生から自分の作品に思い入れを込めてタイトルをつけたり、それから見る人に伝わるように苦労したところ、見てほしいところを文章にして残しているところが多かったです。そういうふうに分の思いや伝えたいことを文章にして、思いや感性を認めてもらって、大切に受けとめてもらう経験というのが実はとても大切だと思いましたし、制作意欲に限らず豊かな感性や豊かな心を育てていくことにつながるのではないかなと思いました。

それから、公開で学校にお邪魔したときに、2分の1成人式を行っている学校がありました。本当に最後しか見られなかったのですが、その場面は子どもたちが感謝を込めて家族にアルバムを

贈っていて、多分内緒で準備していたと思うのですが、おうちの方が子どもにそれぞれお手紙を用意していて、これは全員そろっていましたが渡すという場面でした。

読んで号泣しているお父さん、お母さん、それから男の子、女の子、たくさんいました。こちらにも感動が伝わってくる、そうした場面でした。

私はそれを見ていて、例えば保護者は1年365日子どもと一緒にいるかもしれないけれども、伝わっているようで実は伝わっていないことが結構あるのかなと思いました。そうした意味で、時には愛情を言葉にして、あるいは行動にしてもですけれども、相手に伝えていくということが子どもを育てていく過程では必要なのではと思いました。

それから研究奨励校につきましては、教育委員の方からも報告がありましたので感想だけお話しします。これは先月の定例会になりますけれども、初めに一中が研究奨励校として研究発表会を持ったときに、学校指導課長から、研究奨励校は各学校の教育活動の充実に欠かせないものとして明確な位置づけがありました。そのとおりでと思います。また、研究発表会には市内小・中学校を含めた多くの先生方、それから保護者、地域の方に来ていただきました。

全体的な感想ですけれども、先生方が自信を持って授業をして、また発表している姿がとてもうれしかったです。この研究発表の日を迎えるまでの授業、そのための準備、また研究の積み重ね、その過程こそが貴いと思いましたし、先生方同士、お互いによい触発になると思いました。

先ほどもお話がありましたが、あの学校でもこの学校でも、よりよい授業を目指して先生が頑張っている。子どもたちの実態を見ながら学校のよいところ、それから課題を整理しながら研究を進めている。また、そこには必ず継続した授業の実践がある。そうした雰囲気の中で、先生が毎日を送ることがとても大切だと思います。そうした中で、お互いに授業を見る目であるとか、成果や課題を把握する力というのもさらについてくるのではと思いました。

先生方が育つ環境、さっき学ぶというお話がありましたが、学ぶ環境を整えていく、意識してつくり上げていくということも教育委員会の大事な役割ではないかと考えています。

研究奨励校として、制度のスタートを切ったことが本当にありがたいと思いますし、今後、継続することが大切であり、発展させていくことが非常に重要であることを改めて思いました。

先ほど、連合会の研修会に関しては米田委員から報告がありましたので、私は、米田委員もおっしゃった情緒力というところをお伝えします。情緒力というのは喜怒哀楽ではなくて、それよりさらに高次の情緒を意味し、それは生まれつき備わっているものではなくて、家庭教育、学校教育で培われていくものを意味しますという藤原先生のお話がありました。先ほどもちょっと出ましたが、一見取るに足らないこと、一見無駄のように思われる学校生活、それからささいな日常が情緒を育てるのだというお話でした。また、うつくしい情緒を育てることが教育の中心となってほしいというお話もありました。

それから、知識というところでは、みずから本に手を伸ばす子どもを育てたい。それがあらゆるものを吸収する力となるというお話がありましたので、ご紹介したいと思います。

あと、お伺いしたいことが2点あるのですけれども、1点は2月2日の国体の実行委員会第1回常任委員会についてです。国体の進捗状況と、それから教育委員は常任委員として実行委員会に名を連ねていますので、共通認識しておいたほうがよい点がありましたら、そのあたりを含めてご報告をお願いしたいと思います。

それからもう1点は、校長会、副校長会に関係してになるかと思っておりますけれども、今、今年度の総



括、あるいは次年度への準備についてのお話が出てきている時期かと思います。先日、ベネッセの調査で、小学校の外国語活動の英語についてのアンケートが複数の新聞に取り扱われていました。ことしの4月から必修化になりますけれども、何らかの形で英語の授業をしている学校が今99%を超えていて、必修化後と同じ年間35時間、あるいはそれ以上を高学年で実施しているところも77%、担任の先生が英語の授業はうまくいっていると考えているところが81%。ほかにもいっぱいデータがあるのですが、その中で特に、そうした状況の中で指導に自信がある先生が32%、非常に謙虚な面もあると思うのであくまで数字ですけれども、自信がないというのが「まったくなし」と「あまりなし」を含めて68%だったとありました。

そうした中で、先生方自身も、それから周りからの分析としても、教材開発と準備の時間、それから中学校との連携、予算面、あと外部協力者との打ち合わせ時間、そういう条件整備の課題が挙げられていました。その中で、学校全体で取り組むことが大切であるという点と、やはり研修の充実が不可欠であろうというところが多くの紙面で一致しているところだったと思います。

こうした状況の中で、国立市の学校は現に授業で行っていますけれども、必修化になる中での現状と今後の取り組みについて学校指導課から少しお話をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 国体の関係でございますが、平成22年7月に実行委員会の設立総会を実施しております。同日にまた第1回総会を実施しております。続きまして、10月に千葉で行われました千葉国体の視察を実施しております。そして、12月の日本体育協会の理事会で、国立市で行われるウエイトリフティングの日程が10月5日から7日までの3日間ということで、正式に決定しております。そして、今回第1回常任委員会ということで、これにつきましては、国体で実施されますさまざまな宿泊計画、衛生計画等を策定するための専門委員会を立ち上げるための規定と専門委員会への付託事項が議決されております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 小学校5・6年生の英語活動についてですが、ご指摘のように来年度から全面実施というふうになります。これに向けては、例えば東京都が外国語活動中核教員研修というのを実施いたしまして、各学校から代表の教員が受講いたしました。受講した内容を各学校に持ち帰りまして、各学校で研修会を行うということで、英語活動のねらいや内容について理解を深めているところです。

また、市では外国語活動研修会というのを21年度から実施しておりまして、これで2年たちます。その中でねらいですとか、年間の計画、それからあり方、そして具体的な研究授業を通しての研修ということでさまざまに取り組んでいるところです。

また、既に各学校で年間35時間実施しておりますけれども、当然、年間の全体の指導計画、それも整備して、それに沿って授業を行うというふうになっています。

それと先日、今年度から復活をいたしました東京都の教育研究員に本市の教員が出ておりましたので、その研究員の発表会ということで、そちらにも市内の教員を集めて、そこでも研究を深めているところです。

先ほどのアンケートにありましたように、教員の自信が十分にあるかという点では、まだまだ十分でない面もあるだろうというふうに思っています。そうした意味で、例えば来年度の市の外国語活動研修会については、より研究授業の回数を多くして、実践的な研修ができるようにというふうに配慮しております。また、ALTの派遣についても、なかなか予算的に増が難しい状況にある中ですが、現在は学級数に応じて6日から9日ぐらい派遣をしておりますが、来年度は少し増にして、最低必要だと思われる10日、10回以上ALTが派遣できるようにしていこうと。また、外部指導者を依頼している学校もかなり多くなっておりまして、そうした方々についてさらに教員一人一人が刺激しながら、指導の中身を充実させていくというふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

小学校の外国語活動に関しては、その必要性に関してさまざまに意見が分かれるところですが、4月から年間35時間ということで、子どもたちは授業を受けるわけですので、ぜひ授業として充実したもの、それからさらに実践的な研修をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはよろしければ次に移りますが、よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 1つ質問したいのですが、学校訪問が水曜日に設定されているのは、先生方の校内研究会や実践教育研修会を水曜日に設定せざるを得ないからということでした。そういうことがありましたので、私のほうでもゼミを水曜日から月曜日に移すなどのことをしたのですが、今回、研究奨励校の研究発表会が木曜日だったのです。たまたま二小と五小のときは、私は大学の授業が終わっていらしたので参加することができたのですが、私としてはもし水曜日だったらありがたかった。たまたま行けましたけれども、研究発表会は水曜日ということで一律にできないものなのでしょうか。

○【佐藤委員長】 俣田学校指導課長。

○【俣田学校指導課長】 各区市が研究奨励校、もしくは研究課題校等を設けまして研究発表会を設定しております。これは全都的に、他県からおいでになる場合もありますけれども、全都的に参加者を募って、研究成果をより広く啓発していこうということで開催をしているものです。本市の奨励校につきましても、全都的というか、学校によって配った規模は違いますが、他区市にも案内が出ております。水曜日に設定いたしますと、どの学校でも職員会議、校内研究会、その他を組んでおりますので、参観者が実際に参加できないという事情がありまして、研究発表会については一般的に水曜日を避けるというのが行われているところです。

○【中村委員】 はい。わかりました。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。



○議題（2） 行政報告第1号 平成23年度教育費の政策予算（追加）案の提出について

○【佐藤委員長】 では、よろしければ行政報告第1号、平成23年度教育費の政策予算（追加）案の提出についてを議題といたします。

武川教育庶務課長、お願ひします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、行政報告第1号についてご説明いたします。

平成23年度教育費の政策予算案追加分を提出しましたのでご報告いたします。

内容につきましては、1月25日に開催されました平成23年第1回定例教育委員会で、予算追加につ

いてご了解いただきましたエアコン設置工事等の予算についてでございます。

次のページをごらんください。

追加予算の内容ですが、初めに1、市立小中学校冷暖房エアコン設置工事実施設計委託料でございます。こちらは、小中11校の工事実施設計を委託するための予算でございます。4,000万円を計上いたしました。

次に2、市立小中学校冷暖房エアコン設置工事でございますが、平成23年度は中学校3校の工事を予定しております。工事概要ですが、普通教室、図書室等の特別教室及び管理諸室にガスヒートポンプエアコンを設置するものでございます。工期につきましては、平成23年10月から平成24年3月末までを予定しております。予算額は2億9,300万円を計上いたしました。

つきましては、合計3億3,300万円でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 基本的なところなのですけれども、見積額の中で、「国庫」「都」「総合交付金」「起債」「一財（一般財源）」というふうに分かれておりますけれども、ことし国庫からどのくらい補助が出るとか、そういう規約とかを含めて、どういう形で出るのかというのを少し詳しく説明していただけますか。特にこの「起債」というのがよくわかりません。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 「国庫」につきましては、国庫補助ということで国のほうからおりの補助です。国立市につきましては7分の2という数字になるのですが、一応その7分の2を見込んで4,000万円ということになります。

それから「都」のほうにつきましては、今回新たに財政支援を決定していただきまして、東京都という2分の1ということになるのですが、こちらの補助につきましては、まず最初に国の予算、国庫の対象金額が1平米当たり1万9,000円という基準があります。その1万9,000円を国、それから東京都、市ということで分けて出すのですが、その部分の都の部分については6分の1です。それから、1万9,000円を超えた部分については、東京都に今度補助を決定していただいた分なのですが、東京都のほうの工事費は1平米当たり3万5,100円という数字を基準として持っています。その1万9,000円と3万5,100円の価格差の部分については、東京都が2分の1を持ちます。それ以上の部分については市の持ち出しですよという考え方に基づいて計算した結果が、4,303万円という数字になります。

こちらは、東京都のほうの財政支援につきましては、普通教室のみを対象としているものでございます。それから「総合交付金」、「起債」、「一財（一般財源）」の内訳につきましては、財政当局のほうの見積もりとなっております。こちらのほうでは、詳しい内容についてはわかりません。

よろしくお願いたします。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 この計画だと、ことしの夏、23年度に中学校にエアコンを設置する、そして、その次の年に小学校にエアコンを設置するということですね。まず中学校3校、そして次は8校の小学校

を一遍にやれるのかどうかということが1つ。それから、小学校のエアコンは来年の夏に間に合うのかどうかということが1つです。いかがでしょうか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、中村委員さんがお話したとおり、平成23年度は中学校3校の工事を、ただいま工事概要の中でも工期をお示ししましたが、こちらはまず中学校の分につきましては、平成23年度4月から、先ほどの工事設計委託をします。そちらの中学校分の完了を待ちまして契約事務を行う関係上、どうしても工事が10月からでないといけないということです。工期につきましては10月から3月末までを予定している。

小学校につきましては、平成23年度中に実施設計を行いますので、24年度当初から工事に入ることができるのですが、また同じように契約事務に約2カ月かかります。多分工事の大きさで考えますと、議会の承認を得て工事の着工ということになります。そうしますと6月議会が一番早い議会になります。6月議会で契約相手についてご承認をいただいた後、工事に入りますので、小学校のほうも7月以降の工事となります。8校ということになりますので、7月からやはり3月末までを予定しております。

それぞれの工事の間、23年度、24年度、ですから中学校のほうは23年度の夏には間に合いません。それから小学校のほうも24年度の夏には間に合わないということになりますので、24年度の夏から中学校が、25年度の夏から小学校がエアコンを使える予定となっています。

また、8校の工事につきましては、私どもやり切るつもりでおりますので、一生懸命当たっていきたいと考えております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私から2つ確認をしたいと思います。

今、工期あるいは使用開始予定時期について教育庶務課長からお話がありました。前回ですか、前々回ですか、都の補助金の関係で工事がかなり集中するだろうというお話がありましたけれども、予算が通れば、この工期予定、使用予定開始時期で大丈夫なんでしょうかという確認と、それからもう1つは、中学校が次年度、平成23年度完了して、そうすると自動的に平成24年度に小学校8校につくというのが当然かと思うのですけれども、このあたりの見通しは大丈夫なんでしょうかという2点をお伺いしたいと思います。

武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 まず、入札関係のお話かと思えます。確かに26市のうち、エアコン設置が100%されている市が3市あります。残り23市につきましては、東京都の今の財政支援を当て込んだ形で工事を行うということが話されています。ですから、23年度、24年度に工事の入札が集中するという状況はあるかと思えます。

ただ、今のところ、その入札に際しまして、国立市の工事が、入札希望があるかどうかということについてはわかりかねるのですが、業者さん等に話を伺いますと大丈夫だろうという話は伺っております。

それから、24年度の小学校の予算につきましては、実施計画の中で小学校8校の工事実施ということは採択をされております。ただ、実施計画の性格上、財政状況を勘案してローリングするということも当然考えられるということなのですが、教育委員会としましては、今言ったように東京都の財政

支援を受けて工事をすることを前提と考えていますので、23年度、24年度に11校すべて終わらせていきたいと考えております。

○【佐藤委員長】 はい。ありがとうございます。

平成23年度追加予算、まさに滑り込みで間に合ってよかったと思います。教育環境の向上、それから整備の面からも教育の前進につながると思いますので、入札等の事務がまたふえると思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、行政報告第1号、皆さんご異議がないようですので、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、行政報告第1号、平成23年度教育費の政策予算(追加)案の提出については承認することといたします。



○議題(3) その他報告事項 1) 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に係る答申について

○【佐藤委員長】 その他報告事項に移ります。

報告事項1、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に係る答申について。

悴田学校指導課長、お願いします。

○【悴田学校指導課長】 その他報告事項1、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に係る答申についてご報告いたします。

平成22年7月15日付で教育委員会から諮問を行いまして、平成23年1月31日付で答申をいただきました。答申についてはお配りしてあるとおりでございます。

答申の受けとめについてでございますけれども、市教委で諮問して答申をいただきましたので、しっかりと受けとめて尊重していくというふうに考えております。ただし、あらゆる犯罪の入り口となっている万引きについて、その防止を図ることは極めて重要というふうに考えておりますので、市教委としては適切に情報を得て、連携を図りながら児童・生徒の健全育成を図れるような方策を、今後慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。

ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 今、悴田課長のほうから答申を尊重するということでした。そして、万引き等の情報については連絡を密にしていくという方法を考えるということでしたが、それは協定を結ぶという形ではなく、それでも例えば国立市の子どもが万引きなどをしたときには、警察から連絡が来るように、そういう方法を考えていくというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 現在のところは、今後さまざまな可能性を考えながら方策を検討していくというところでございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、悴田課長のほうから審議会の答申を尊重して、この協定はすぐには結ばず、しかしながら、万引き問題というのは厳然としてあることであるから、情報を密にしていこうによって解決していきたいというお話がありました。この後、要望書の中にも協定を慎重にして、審議会の意見を尊重してくれという要望書が数多く出ておりましたので、この悴田課長のお答えによって、要望した方も安心されるのではないかなというふうに思います。

国立市における個人情報保護条例というのは、非常に人権、さらには生徒の指導の前提にあるものですから、そういう保護条例に触れるおそれがあるということで、答申を不可とされた以上は、ここで新たにそれに対して異議を申し述べるということは問題があるだろうというふうに思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

先ほど学校指導課長から、適切に情報を得て連携を図りながら、健全育成を図るというお話がありました。さまざまな可能性を改めて探していきたいということでしたが、さまざまな可能性の中で具体的なものがあるとしたらそれが「協定書」ということだったのではないかと考えています。

今は答申書の報告ということですので、答申に関してお伺いしますが、「情報連絡に際して不利益が発生した場合の救済が困難ではないか」という箇所がありました。その場合の具体的な措置がない、簡潔に言えないのと、あと「事実関係等の調査が第三者性に欠ける」という点から、苦情の取り扱いへの懸念ということで、審議会から報告していただいたところがあります。これについて善後策というか、教育委員会のほうではどのようにお考えでしょうかということをお願いします。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 答申の中でさまざまにご指摘をいただいておりますけれども、その中には協定書、もしくは要領の文言の修正で対応できるものもたくさん含まれておりますので、そうしたもののについては修正することは全くやぶさかでございますので、検討していきたいということでございます。

○【佐藤委員長】 わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 この答申書を見ると、結局、学校から警察のほうに個人情報を与えるということについて、非常に問題があると言われていると思います。しかも、個人情報を本人以外から収集する、そして収集した旨及びその目的を本人に通知しないということについて、これは絶対にいけないとされているわけです。

私は、協定書も1つの可能性としてあったかと思いますが、根本的な疑問として、学校側で得た情報を警察に出さないと、おたくの学校の生徒が万引きしましたよということが警察から来ないということ自体が、どうしても私はまだ納得できませんので、できればそういう情報を警察が学校に連絡をしてくださる、けれども、学校で収集した情報を警察に出すことはやめる、そういう形でぜひ考えていただければと思います。

○【佐藤委員長】 今、情報を出さないと情報が来ないというようなとらえ方がありましたけれども、私はどちらかというとお互いに効果的に情報のやりとりをすることが前提で、どちらかが出さないとこちらも出さないよという関係ではないと思うのですが、その辺の事実関係はどうなのでしょう。

悴田学校指導課長。

○【**悴田学校指導課長**】 今、ご指摘のあった、出さないと来ないという性格のものではございません。

それから学校から警察に提供する情報については、さまざまな要領を見ていただければ制約をかけてございます。通常の学校と地域と家庭との連携の中で対応できるものについては、もう十分に学校でこれまでと同じようにやっていくと。その中では、処理しきれないものが生じた場合に協力を、警察に連絡して、連携しながら対応しようというのが趣旨ですので、何回か申し上げているのですが、実際に情報を提供するという事例というのはほぼ想定はしていないというところですが、ただし、協定の中にそれが入っていないとできないということになりますので、ある意味保険として入れようとしたところがございます。

○【**佐藤委員長**】 ご意見はよろしいでしょうか。

中村委員。

○【**中村委員**】 連携ということは必要かと思いますが、やはり学校の教育ということと警察の活動は根本的に質が違うものですので、連携や協力にもある程度の仕切りが必要だと思っています。非常に効率的に連携をすることが、一体化といいますか、学校における生徒の管理が警察化していくことを私は一番恐れています。

以上です。

○【**佐藤委員長**】 そういったご意見も出ました。前回の要望書も含めてですが、子どもを育てる、この健全育成に関して関係者相互の協力や連携は、どなたもがその必要性を認めているところだと思います。その関係者の中に警察が入ること、それがどうなのだろうという危惧の声も今回若干あるのかなと思います。私は先月お話したように、あくまで警察の教育的な機能を生かすということのかなと理解をしています。管理的なもの、また警察が入り込んでくるというイメージというか、結構根強いものが保護者の中にあるのかもしれないですけども、それはいささかイメージが違うのではと思っています。

それから、この後、要望書でもご意見が出るかもしれませんが、一応何度か定例会でもこのことについて扱う中で、まず大前提は今のままだと子どもたちに関する、犯罪であるとかそこに関する正しい情報が学校に来ないこと、来ない以上、各関係機関とも連携を図って適切な生活指導、あるいは教育的な対応がとれないのだというところまでは、各教育委員も理解をしているはずだと思いますし、理解をするという発言もありました。そうした中で、いざ協定書とか要領を策定する段階になると、文章にするとさまざまな危惧が広がったり、ふだんの学校生活の中に非行とか犯罪、警察、情報の提供ということが、どちらかというとなれないもの、一体何だろうという懸念もあったのだと思います。

それについては、先月学校指導課長から、先ほどもありましたけれども、あくまでも限定された情報であるということと、今後のさまざまな事態を想定して協定や要領を策定することになるので、その性質上やむを得ないのという説明もありました。その辺の誤解を解きつつ、理解をしていただくことも必要なのではないかと考えております。

ほかには何かいかがでしょうか。答申について、質問などありましたら。答申書をいただきましたので。

中村委員。

○【**中村委員**】 確認したいのですが、答申書はこの協定ではいけないと言っているわけですか。

から、これをこれ以上、この形ではもちろん進めることはできないと思います。連携するにしても、警察は教育機関ではありませんので、警察と学校の教育機能を統合するようなことはやはり絶対にできないと思っています。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 1点いいでしょうか。中村委員、3ページにあるけれども、「学校から警察への連絡事案」①、②とありますね。①が「児童・生徒の非行等問題行動及びこれらによる…」と。具体的には、例えばこの間の集団万引き事件のように、万引きをやっているということがわかって、しかも盗んだ人もわかっていて、親も子どもがしているのだけれども「してない」と言うし、しかも、やっている生徒の人数が多い。俣田課長が説明されたとおり、学校の中では、やっているのだけれども当人も「やってない」と言う。はっきり言えば学校に能力がないわけです。今までのレベルと違って人数が非常に多いときなどは、警察の協力がいる。

本来からいえば、教育、学校の自治に警察が入って来るといのはあつてはならないと私も思いますけれども、集団万引き事件のときに警察の人がきちんと調査をして、当人がやったと認めたわけです。そういう今までのあり得なかったような、学校の能力ではできないということが現実に行っているわけです。どういうことが予測できるかわからないけれども、学校も警察に協力を頼んでいるわけですから、学校のほうから警察に情報を与えるのはよくないと一方的にしてしまうのは違うと思います。それは学校がこういう事情ですと。学校では対処できないレベルになったときに、警察と協力する。万引きは基本的によくないと。その子どもの将来にも傷がつかないように指導していくという、1つの方向であるから、あまり原則論的に警察権力が学校に入るといような、昔の学生運動が反対するような原理主義とは少し事情が違うと思うのです。

警察と連携する意味では、ここのところにあるように、協力を依頼する以上、それに関する情報は警察に出さなければいけないわけです。基本的には学校内の事件というのは、教師が自信を持って自分たちで解決するという建前でしていくべきもので、それが理想であり、今までもそういうふうにしてきたけれど、レベルを超える事件、例えば、集団万引きが起きたときにどうするかということで、検討されてきたということ念頭に置いて考えないと、警察は警察権力で別で、教育は教育で別だとしてしまうと、成立しないものだと、僕は思います。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 私は「警察権力」という言葉を使ったことはありませんし、昔の学生運動の「警察権力は学校に入るな」ということを申し上げているわけでもありません。ただ、警察は教育機関ではないということを言っています。そして、警察は警察の職務において必要と考えたことを学校に言ってほしいということは思っていますし、関係ないとは思っていません。ただし、そういう情報を得るために本人以外から収集した、しかもその目的もどういことかも知らされないことをなぜ学校から警察に連絡する必要があるのかということで、協定の中身はどうしても問題があります。

○【嵐山委員】 どうしてですか。そのところがわかりません。

○【中村委員】 つまり、具体的には、この子が万引きをしたことで、警察が補導なり逮捕なりしたことについては、学校に知らせてほしいと私は思っています。それは同じ考えだと思います。

ですが、そういうことを知らせてもらうためには、学校のほうからその子ども、あるいは犯罪を犯したとかではない「ぐ犯児童」という言い方がありますね、やるかもしれない子どもという、その可



能性について、しかも本人や親が知らないところで、ほかの子どもたちに「あの子どもどんな子なの？」というふうに収集した情報を本人に知らされずに出すということが本当に必要なかということです。

○【嵐山委員】 そんなことはしないでしょう。

○【中村委員】 いいえ。そういうふうに書いてあります。そういう可能性があるからこれはいけな  
いと書いてあるのです。そういうことができるようにするための協定ではないですか。

○【嵐山委員】 悴田課長、どうですか。

○【佐藤委員長】 少し整理していただいて。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 まず、中村委員からありました何らかの仕切りが必要である、そのとお  
りだと思います。ですから、それが協定書であったわけです。

それから、警察と学校の機能を統合するというようなご意見がありましたけれども、これは統合で  
はなくして連携をするということだろうと思います。協定書の動きはどうですかという電話がかかっ  
てきて、警察の方と話をしたのですけれども、そのときに例えば万引きが起きたときに、もちろん警察  
でも指導しているのだけれども、やはり学校の先生が指導するのと警察が指導するのでは、効果に  
残念ながら違いがあるのです。やはり警察で把握した事件について、事例について学校に提供する  
ことで、学校とともに連携しながら対応していくことで再発防止が図れるのだけれどなということ  
で、とても嘆いていらっしゃいました。

それから、学校から情報を提供する場合には、教育庶務課長と学校指導課長と合議をすることにな  
っています。それから提供したということについては、保護者にその情報を伝えるということにな  
っています。知らされないケースというのは、例えば捜査上極めて課題が生じるとか、極めて限定的な  
ケースとして例外的に知らせないことができると書いてあるわけで、基本的には教育委員会の決裁を  
経たものが提供されるというふうに設定をしているところでございます。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 中村委員、4ページのところは、学校から警察への連絡事項ではなくて、警察から  
学校への連絡事項ですね。「逮捕事案」「ぐ犯事案」「その他」がありますね。

○【米田委員】 今もその部分に関しては、やられているのでしょうか。

○【嵐山委員】 やっているわけですね。

○【米田委員】 やっているのですね。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 いいえ。やっていないです。基本的に、以前の議論にも少年警察活動規則  
とか、犯罪捜査規範であるとか、その中でできているだろうというふうに言われますが、実際に警察  
から学校に問い合わせが来るケースというのは、私も区や市、都、町のさまざまな教育委員会にお  
りまして、さまざまなケースに接していますけれども、改めて整理をしてみると、やっぱり大きくは2  
つに分かれてくるのです。

1つは現行犯というか、補導というか、その場で取り押さえられて万引きで捕まったとかです。そ  
ういう形で逮捕あるいは補導されたということで、その捜査の必要で学校に問い合わせがくる。

それからもう1つは、例えば暴力事件が起きて、被害者から被害届けが出されたということである  
と、警察から学校に問い合わせがきます。これもやっぱり捜査上必要だからです。

しかし、残念ながら来るのはそこまででありまして、それ以外の警察からの情報というのは、現状

の協定書のない状況の中では、警察もやはり個人情報大切にしなければいけませんので、何らかの決まりがないと、その決まりの中で提供する情報を選んで提供しなければいけないわけですから、その決まりがなければ、あの2つの基本規則だけでは提供できないというふうになっているものでございます。

○【佐藤委員長】 現状を共通認識することが必要だと思います。学校にとって情報が必要であるというところは共通認識できると思います。現状としては警察からは個人情報の取り扱いに厳正を期したい、それからその取り扱いも取り巻く状況も厳しいという中で、協定等の細かい取り決めがないと、事実上、学校に情報が提供できないという実態からスタートすべきだと思います。

警察が教育機関かどうかということではなくて、警察にも捜査に加えて、犯罪の予防、それから再犯を防ぐ等のいろいろな機能があるという意味で、教育的な機能という言葉をあえて使っています。

私は先ほど申し上げましたけれども、こうした現状、情報が来ないという現状、それから今の子どもたちの現状を受け止めることが必要です。それからそもそもこと始めは、子どもたちを健全に育成したいという学校の切なる願いから出たものだというお話がありましたが、その願いを受けとめて、教育行政としてどうこたえて進めていくかというところが問われているのだと、私は思っています。子どもたちを健全に育成するために、具体的にどういう決断をしていくのかということが期待をされているところだと思います。もう1つは、「権利利益」という言葉が何回か出ていました。定例会でも子どもにとっての「不利益情報」という言葉が出たかと思えます。

私は今回、子どもにとって、利益とは何か、不利益とは一体何だろうと考えました。ほとんどの子どもがそうした万引きを含めた犯罪にかかわらず、健全に育つかも知れない。そうした心配はあまりないかもしれないけれども、やはり万引きを初め、犯罪それから非行にかかわっていく子どもが実際にいる以上、1人でも2人でもいる以上、そうした現状があればやはり軽いうちに、小さいうちにその芽を摘んでいくというのが大人としての大きな責任かと思っています。子どもにとってももちろん今が大事です。今が大事であると同時に子どもには長い将来があります。そうした面も含めて、何が利益で、何が不利益なのかということも冷静に考えていくことも必要ではないかと思っています。

答申書に関していかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 今後のことについては、また改めて教育委員会で話すことになると思いますが、答申書を尊重することは当然だというふうに思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 答申書の一番中心となる不可の原因としては、子どもの自由を侵害するような個人情報、例えば犯罪歴も含めた、そういう社会的差別の原因のおそれがある個人情報。これを「センシティブ情報」というふうに書いてありますけれども、その取り扱いを原則禁止するものであるというふうになっておりますので、これは相当ハードルの高い不可の内容になっているというふうに思います。

そういうことで言いますと、警察も万引きをした子のことに関して情報提供するということとはできないということになりますし、そしてそれを受けた学校のほうも、そのことによって取り扱いをしてはいけないということになりますので、個人情報の立場からいうと、学校から情報提供をして云々ということではなく、警察から情報をとること自体、学校がとること自体もこれは不可であるという、

そういう内容になっていると思うのです。

ですから、こういう形の協定書というのを、文言を変えるとか、そういう小さい手直しだけではこの審議会の答申をクリアするというのはなかなか難しいと思います。審議会のほうは個人情報保護という、そういう観点を非常に強く持っているということであると思いますし、それは国立市にとっては、わざわざ国立市の個人情報保護条例というものをつくったわけですから、それを厳守して、それ以外の事柄に関してはそれに触れない形でのやり方を考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それは具体的にどういうふうなことになるかということで、想像は少し難しいと思います。そういうことで、この答申というものは相当厳しいハードルの高い答申であるということでありますので、根本的に警察と学校との連携に関しては考え直す必要があるというふうに思います。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 1点、補足です。答申の中に文言として入っていませんけれども、審議会の審議の記録を読んでいただくとわかりますが、この答申で不可とした理由付けとして、簡単に言えば、必要性はわかるけれども、個人情報保護条例の視点・観点のみから考えて可とすることはできないと、そういう意図というふうにとらえております。

○【佐藤委員長】 このたび、国立市情報公開及び個人情報保護審議会より答申をいただきました。

今、学校指導課長からもお話がありましたけれども、審議会は個人情報関係の法的解釈などの専門的な立場から答申をいただいたとっております。それをしっかり受けとめた上で、教育委員会は、教育的な視点からどう対応したらいいのかを総合的に判断していく独立行政の機関であると考えます。

今後、何が課題であるのかを精査しながら、その対応を検討していく必要があると思います。

また、昨年の初夏にこのようなお話が出てからもう大分月日が過ぎました。その間に、もしかしたら同様のことが子どもたちに起こっているのかもしれない。そうした中で、もし手をつくせることがあったとして、それができていない現状があるとすれば、それは非常に責任を感じる面があります。

また、今後の課題としてしっかり定例会でも扱っていきたいとっております。

次に進んでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



#### ○議題(4) その他報告事項 2) 平成22年度国立市文化財登録について(答申)

○【佐藤委員長】 では次に、報告事項2、平成22年度国立市文化財登録について(答申)について。尾崎生涯学習課長、お願いします。

○【尾崎生涯学習課長】 平成23年1月28日付で、平成22年度国立市文化財登録についての答申を、国立市文化財保護審議会からいただいておりますのでご報告いたします。

答申文につきましては、「平成22年12月21日付国教生発第109号をもって諮問のあった『平成22年度国立市文化財登録について』を慎重審議の結果、以下の文化財について登録が適正であるとの結論に達したので『国立市文化財保護条例』第42条第1項の規定により答申いたします」という内容でございます。

答申の内容でございますが、登録文化財として、谷保天満宮天神画像版木1点、有栖川宮威仁親王殿下台臨記念碑1点、孝林道人詩碑1点、以上3点が適正であるということでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。

ご質問、ご意見などはございますか。

米田委員。

○【米田委員】 文化財保護条例に従って文化財保護審議会が提案して下さったこの3点ですけれども、左のほうに非常に詳しくどういうことで意味があるのかということの説明されておりました。

最初の天神画像の版木に関しては、非常に古いもので、相沢五流という人が下絵をかいて、その人が「法橋」にまでなっているというふうに書いてあって、その「法橋」になって割と新しいころの意味があるということで、非常に詳しく文化財としての意義を調べてまとめて下さったので、非常によくわかりました。

それ以下、有栖川宮の記念碑にしても、孝林道人という人の詩碑にしても、まだ、こういうものを国立市の中で丁寧に探すとまだあるのかということで、この地域としても意味のある文化財ということで、この3点、ぜひ進めていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) その他報告事項 3) 要望書について(6件)

○【佐藤委員長】 それでは次に参ります。その他報告事項3、要望書について。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 ご要望につきましては6件でございます。

〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、警察と学校の相互連絡制度の協定に関するご要望を。

〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、個人情報審議会の答申を尊重するように求めるご要望。

新日本婦人の会国立支部〇〇〇〇〇様より、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」の締結に関するご要望を。

〇〇〇〇の〇〇様より、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」についてのご要望を。

国立市東の佐々木様より、審議会の答申を尊重し、「警察と学校との相互連絡制度の協定」を締結しないことを求めるご要望を。

〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、学校長との話し合いの場に関するご要望をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご意見などございましたら、お願いします。

中村委員。

○【中村委員】 今回の要望書は、6つの要望書のうちの5通が警察と学校の相互連絡制度の協定に関する要望書で、ほとんどが審議会の答申を尊重してくださいという要望です。

それについては、先ほどの議論でも尊重して議論を進めるということが確認されたと思います。

この中で幾つか気になることは、協定書そのものではなく、協定が必要とされる状況についての指摘です。もしかしたら学校の教育力の問題ではないか。ですから、そういう学校に対しては原因究明と手厚いサポートをしてくれというのが、13番の要望です。

14番の要望では、学校と保護者の間で信頼関係を結ぶことが難しい状況にあると書かれています。

そして、17番の要望書では、学校・保護者間の信頼を築くのが大事ということを改めて感じたとお

り、18番でも「信頼関係が崩れ始めている」、そういう学校と保護者の間の信頼関係に問題があるのではないかという観点が表明されています。これは非常に重要な問題だと思っています。しかも、私は15番の要望書を拝見して非常にびっくりしましたし、残念なことだと思っています。親が自分の子どもの教育のことについて、校長先生と会いたいと言っている。校長先生と会いたいということを、教育委員会の定例会への要望書で会えるようにしてくださいと述べています。この校長先生は親とは一切会わないということを言っているようで、私はそのことは非常に大きな問題だと思います。本来はこういうことは要望書の形ではなく、例えば学校指導課のほうに相談が来て、学校指導課長から「校長先生、ちゃんと親と話してください」と言えば済むことかもしれませんが、そうではない状況というのが非常に危惧されます。

ですので、私はこの要望を受けて、この答申については先ほど既に議論していますので、この信頼関係ということ、校長先生が親と話をしていないということについて、問題にしたいと思います。15番の要望書に、例えば卒業式に毎年歌っていた「大地讃頌」を歌わないことにしたとあります。これも私はとても残念なのですが、それが例えば子どもたちの声や音楽の先生の意見とかではなく、校長先生が決めた、そしてそれ以上の説明がなされない。何か決めるときには理由があるはずなので、それをきちんと説明することが最低限の義務だと私は思いますし、もしも何らかの理由で校長先生が会えないとしても、その意を受けて副校長先生がこういう理由でこうだということを説得、あるいは説明できなくてはならないと思います。最高の決定機関といえますか、ご自分の裁量でいろいろなことを決める校長先生がきちんと理由をおっしゃらない。しかも、その指示に従って教育に当たっている副校長先生も理由を言わずに「これは校長の判断です」、そして教務主任や担任も全部「校長の判断」と言うだけでそれ以上のことが言われないというのは、私は先ほどは警察と学校は違うと、警察は教育機関ではないと言いましたが、この中学校の現状を見る限り、ここでも教育というものが大事にされているのではないように思います。

これは本当に問題で、この前、1月の定例会のときに話題になった、「万引きは犯罪だから万引きをするような子には高校進学で推薦をしません」と校長先生がおっしゃった、その同じ学校ですが、これは教育ではなくておどしです。学校で決めたことを守れないのだったら推薦しないぞという、学校が及ぼすことができる権力を使って、子どもにおどしをかけている。では、その子どもたちが、万引きとかすると高校の推薦を受けられないから、しょうがないから万引きをやらないようにしようと考えたとして、それが本当に子どもを育てることでしょうか。権威に従順、そしてこの学校では随分アンケートなどをやっているようですが、結局、自分から申告しなさい、それからほかの子どもがルールを守っていないことをしたらどんどん先生に言いつけなさいという、それが中学校でやるべき指導でしょうか。これはもう教育という名に値しないものです。

ですから、そういう意味では、私は先ほど学校と警察は違うといいましたが、むしろこの事態は学校が警察化している。言葉がきついです、密告に基づいて呼び出して、その子どもたちにもっとほかにやっている人はいないかと聞いていく。つい最近も、携帯を持っていったことについて、あるいはお菓子とか雑誌を持ってきている子はいないかということアンケートで調査して、それによってある担任は推薦を取り消すようなことまで言ったということです。そういうことが実際にあるからこそ、先ほどの警察と学校の連絡協定ができてしまうと、例えば学校が使える権力というのは、推薦をしませんよというおどしが1つですが、もう1つ、「そんなことをしていると警察に連絡しますよ」ということがないとは限らない。そういう状況に実際に国立市の教育がなっているというこの重大性

をきちんと受けとめなければならないと思います。

そして、この要望書のことについて言えば、こんな当然のことを、つまりこの保護者が校長先生と会って納得のいく話ができるように、教育委員会はサポートするべきだと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 今、中村委員から随分たくさんのお話がありました。教育という名に値しないことが行われているという発言は、教育委員として非常に大きいと思います。状況がよくわかりませんが、それについて学校指導課からはいかがでしょうか。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 まず、たくさんありましたので協定書関係から行きたいと思うのですが、学校の対応の力が弱まっているのではないかと、そういう学校にはサポートをというふうにあります。警察から個別事例はともかくとして、小・中学校全校で万引きは発生していますともうはっきり断言されています。ですから、1校、2校の問題ではないというのが1点。

それから、弱まっているかどうかについても、国立市の小・中学校については学校訪問で見られているとおりで、落ちついて授業が行われている状態にあると考えていますので、それを果たして弱まっているととらえるのかどうか。私には疑問が残るところです。

それから、信頼関係についてということで、学校への信頼が薄らいでいるのではないかとということが何通かの要望書にあるというご指摘ですけれども、それは大変恐縮な言い方になりますけれども、要望者の方がお考えになっている状況だろうと思います。

先ほど、多くの委員から研究奨励校や人権尊重教育推進校の発表の中で、大変充実した教育が行われているというお話があった中で、これはいかなものかと。もちろん、さまざまなお考えの方がいらっしゃるから、そうお考えになる方がいるとすれば、当然解決に向けて努力をしていかなければいけないと思いますけれども、基本的に信頼関係がないというふうには考えてはおりません。

それから、15番の要望書にかかわってでございますが、親とは一切会わないというふうに書かれておりますけれども、当該校については、必要に応じて校長を含む校務分掌上の役割を持つ者が対応しております。当然、校長も必要があれば保護者と会うというのが当たり前のことでございます。

それから、大地讃頌の件と会わないという件についてですけれども、個別の事例が書かれていたと思いますけれども、この件につきましては、私どもも事情を校長、副校長に確認しております。この件については、個人情報に関係いたしまして、こうした場で申し上げることはできません。しかし、さまざまな事情から配慮が必要で大地讃頌から曲を変更したということは、最終決断は校長がしておりますけれども、校内で慎重に検討した結果であろうというふうに思います。

またその個人情報に係る個別事情については、教育委員会事務局の長である教育次長にきちんと私から報告をしております。教育次長もこれはやむを得ないだろうというふうに判断をいただいていると私は判断しております。

それから、推薦の件についてございましたけれども、高校入試における推薦というのは、当然、この生徒は自信を持って中学校が推薦しますよというものでありまして、例えば進路説明会において、各中学校ではその推薦基準というのを全保護者に配付しております。欠席の方にも生徒を通して配付しております。この基準に合う生徒が推薦になるのですよというのが推薦基準でありますから、その推薦を受けたければ当然それに向けて努力をするということが求められるというのが、この推薦の原則だろうと思います。

そのことに全く触れないまま、推薦をおどしに使っているということをおっしゃいますけれども、そうしたことは基本的にはないのではないのでしょうか。ここまではっきりと推薦基準、例えば生活であれば、中学生としての基本的な生活習慣やマナーを身につけ、生活の決まり。これは学校で定めているものです。それを守って行動ができること。それから以下の事項に該当する生徒は推薦入試対象者にはなれませんとして、法に触れるような行為を行い指導を受けた生徒。学校生活のルールを守らず反省が見られない生徒。第3学年において病気やけがなどのやむを得ない事情がある場合を除き、欠席や遅刻が著しく多い生徒。その他。その他というのは推薦入学を希望する高校の問題等が書かれてございますけれども、そうしたことがあるわけですから、それを踏まえて推薦を受けたいと思えば、先ほど申し上げたような努力をしていくのが当然のことだろうと思います。

それから、推薦の取り消しをおどしに使ったという話がありましたけれども、学校生活の決まりを守らなかった生徒がいたということは聞いております。そして、それは生活指導上、どの中学校でも例えば持ってきていけないものを持ってきたのであれば、それは本人を指導し、その指導した結果を保護者に連絡するというのは本当にどの中学校でも行っていることです。

その際に、そんなことをやったのなら推薦を取り消すよと言うことは、これは教育的な指導ではありません。したがって当該校においても、学年の相談の中で進路に関してのそういうことを指導に使わないということは、きちんと学年で相談をして決めて保護者への連絡に当たっております。ただ、実際には電話のやりとりがございましたので、結果として保護者の方に推薦を取り消されるというふうに感じさせたとしたならば、それはやはり訂正が必要なことで、学校から保護者に連絡したすべての方について、推薦の取り消しはありませんよということで改めて学校から連絡をし直しているところではあります。

また、校長の方針としても、この例に限らず、それ以前に別な理由により指導した生徒もいますけれども、その際に校長から進路をその材料には使わないよということでも指示が出ておりますので、そのことは学年の教員もよく把握をしているというふうに考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 今、るるご説明がありました。いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 推薦の基準があるということはわかりましたし、法に触れることをしたら、それはもちろんですが、学校のルールというのはどこでどのように決められたものなのか。例えばお菓子を持ってきてはいけないとか、雑誌を持ってきてはいけないとか、携帯を持ってきてはいけないとか、生徒手帳に学校のルールということが明記してあるのか、あるいは例えばこのスキー教室ではお菓子を持って行ってはいけないけれども、次のときにはよくなったとか、そういうふうに割と変わるルールもあります。そういうときに、推薦を受けようと思ったらどんなルールでもちゃんと守っています、そして「言ってあるのだからそれをやぶったら推薦しませんよ」で本当にいいのかという、ここの疑問がやはりあります。

それから、推薦取り消しというようなことがたとえ誤解であったにしても、そうとられるようなことをこの時期に言う教師のセンスといいますか、これはもうコミュニケーション不全です。しかも、2時間も子どもをしかるとか、進路指導のこともあったかもしれないですけども、日曜日に親子で呼ばれるとか、子どもが将来に向けてちょっと失敗をしてしまったけれども、高校で頑張ろうねという雰囲気、保護者の話を聞いている限り受け取れません。

それから、先ほど悴田課長がおっしゃった、「要望者がそうしたお考えならばそうなのでしょうね、いろいろな考え方がいますよ」と、そんなことを言ったら、もちろんいろいろな考えがあって、いいという人もいれば悪いという人もいますけれども、実際こういう要望が出ていて、本当に信頼関係が失われているのではないかという心配が表明されているときに、「まあ、そういうお考えの方もいるでしょうよ」と、これでは済まないと思います。

もちろん、私たちは学校訪問に行き、先生たちが本当に一生懸命授業をしているところを、そして、子どもたちが授業を受けているところを見ているのですが、1年に1回その学校に行っても、この子どもたちと先生、先生と保護者との間にどういう心配があるのかということまでは、率直に言うて見ることは難しいと思っています。見たのではないかとと言われても困ります。

○【佐藤委員長】 今、お話の中で「2時間」とか、「日曜日に親子で」という話が細かく出ましたが、よくわかりません。共通認識ではないと思うのですが、学校指導課のほうで把握をして、お話できる範囲になると思いますけれども、そのあたりも少し整理していただいて、わかるようにしていただいてよろしいですか。

悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 日曜日の云々のケースは、本件とは全く関係のない生徒で、別件でやはりさまざまな事情から呼ばざるを得ないこと。多分、日程調整をした結果、日曜日しか合わないということで、そういうふうになったと思います。要は本件とは全く関係のない事例で、必要に応じて対応したと理解しています。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 この15番の要望は、中村委員が言っていることと違って、「卒業証書に西暦を」ということが具体的な要望で、要望者は元号を使うのが嫌いなので、「西暦に」という意見ですね。ですが、日本の慣行として新聞などでも西暦と元号を両方併用しているというのがあって、いわゆる卒業証書。学校の公文書や、国立市の公文書でも、佐藤路子委員長の教育委員会開催の文書も「平成23年2月15日」と出ています。慣用があるのに対して、「西暦を」というふうに申し入れたけれども、校長が受け入れないという、つまり意見の違いですね。

それから、もう1つは卒業式に歌う歌が、自分が今まで気に入っていた歌ではないから、それを歌ってくれという2点ですね。これを校長が聞かなかったと。

それは、国立市のすべての学校は、そういうことに対しては学校長が代表とする教職員の総意や、あるいは会議の中で決まるもので、悴田課長が言った意味はそういうことだと思うのです。

基本的に校長は生徒の母親が来たら当然会うべきですけれども、この件に関しては言い合いになるだけです。つまり、西暦がいいか元号がいいか、それから卒業式の歌を何にするかということになってしまうわけですから、そのことに関してまで生徒の母親に会って、いろいろな意見を聞いていたら、現実的に教育業務が進行しないのではないのでしょうか。

ですから、会うにこしたことはないけれども、会わないことが著しく親御さんを無視したということにはならないと思います。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 先ほどは、要望書全体をまとめて受けとめると、信頼関係ということが問題になっているというふうにまとめてしまいました。その上で、極端な例として15番の要望書のことを申し上げました。



この要望書の要望事項について言うと、今嵐山委員がおっしゃったように、この保護者が「大地讃頌」を歌ってくれということとは言っていないで、だけれども変更になったことを子どもたちに理由を知らせなかった、理由が知らされなかった理由というのは今お聞きしましたけれども、その1つの例として言っていると思います。

それから、この要望は国立市の卒業証書を全部西暦にしろとか、全部併記にしろとか、そういうことも言っていないで、自分の子どもの卒業証書には西暦で書いてほしいという要望です。

私は、この要望が何でこんなにもかたくなに話もしないで拒否されるかということが本当に理解できません。私の子どもが小学生だったときには、西暦と元号と併記とどれがいいですかと聞かれたので、私は併記に丸をつけてそうしていただきました。この教育委員会に出されている国立市文化財登録理由書というのは、もちろん卒業証書と同じレベルの公文書ではないですが、ここでは例えば「寛政10年（1798年）」と書いてあるわけです。これが歴史的にどれぐらいに位置するかというのは西暦というものを通じて、私たちもいつごろのものかとわかっているわけです。私は、なぜある個人が自分の子どもの卒業証書に西暦で書いてくださいということが、みんなではなく、制度を変えろと言っているわけではなく、選択制にしろとも言っていないで、今までずっと言ってきたことなので、今度卒業するときに西暦にしてくださいという、その子のために特別に1枚卒業証書をつくることになるかもしれませんが、今まで外国籍の子どもさんについてはそういう配慮もしてきたわけだと思うので、なぜこれが本当にいけないのか。私は中東のほうを研究している人に聞いたことがあるのですが、中東のほうではやはり公文書で西暦は使わないそうです。今、その中東では、自分の思っていることを言って罰せられない社会をつくりたいと、テレビで若い人たちが言ったりしています。

西暦でやってはいけないという理由を、言い合いになるかもしれないけれども、校長先生が「私が決めたことです」とか「裁量です」ということで終わらせてほしくないというのが私の気持ちです。

これは4年前からずっとやっているのです。そして、もちろんこうしなさいということは教育委員会ではできないけれども、このことについて親とよく話し合ってくださいねという意見は伝えてくださいと言ってきましたし、それから、もしその校長先生が西暦で書かれた卒業証書を発行した場合に処分の対象となるのかと質問したときに、「なります」という明確なお答えはありませんでした。国立市でも市役所の文書は必ず元号でなくてはならないとはなっていないと聞いています。ということ言えば、校長はもし元号でなければいけないと判断しているとしたら、それはご自分の裁量というよりも何か法令に基づいてこうでなければならぬと思込んでいるかもしれませんが、そうではない。

もちろん卒業を認定するのは校長先生の最終責任だと思いますけれども、どういう卒業証書にするか、それを校長裁量というのであったら、話し合ったら納得したら西暦にすることの裁量だってあるはずですよ。なぜ元号以外は一切認められないのかというところは、私も納得できません。この保護者の方も納得していないと思いますし、校長先生と話ができたらいいなと思います。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 先ほどのお話に戻しますが、お菓子であるとか携帯であるとかいろいろなもの、いわゆる「不要物」と中学校では呼んでおりますけれども、不要物を持ってこないというのはどの中学校でも指導している内容です。特定の学校がやっているものではありませんし、どの中学校でも例えば携帯電話を持ってきていることがわかれば、即担任が預かって保護者がとりに来ない限りは返さない。当然、とりに来たときには指導しながら返すことになります。そうしたことはどの中

学校でもやっていることでございます。

それから、推薦取り消しを材料に使わないようにということですが、たまたまその時期がこの時期である中で、当然、推薦を受けている生徒も含まれているわけですから、この10月25日に配られている推薦基準に照らしたときに、やはりこれは問題があるのではないかという指摘はあつてしかるべきだろうと。しかし、そのときに「取り消し」というような、ある意味おどしになるようなことはもう絶対言わないようにしようということは先ほど申し上げたように、学年で共通理解をして話しているわけですので、そこは押さえていたと考えております。

それから、先ほど中村委員から「保護者の話を聞いている限り」というお話がありましたけれども、ぜひ学校の話も聞いてご判断をいただきたいと。学校の話は今、私が代弁をしているというか、確認をしましたのでお伝えしておりますので、総合的にご判断いただけるとありがたいと思います。

それから、保護者と会わないということについては、その事実がございません。必要に応じて校長を含む校務分掌上の役割を持つ者が対応しております。個々のケースは校長が判断をしているところでございます。

それから、定例教育会での記録については、必ず全校長に配付をしておりますので、その中でどういふ議論が行われているかは把握をしていると、これもそのように考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 要望書を扱っていますので、自由に発言いただいておりますが、他にご意見いかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、悴田課長のほうから15番の要望書について、これはる書かれておりますけれども、最終的には「記」というところで1、2、3にまとめられておりまして、とにかく校長先生と会えるようにということが直接の要望だろうと思います。その際、今悴田課長が「必要があれば校長が会うはずだ」と断言なさっていらっしゃいますが、これは会えていたらこの要望書は出ないと思うのです。会えないからこういう要望書という形で教育委員会に出したのだろうというふうに思います。

校長と会って自分の思いを伝えたいし、校長にもそれにこたえて校長の考えを聞きたいというのは、ある意味非常に真つ当な保護者と教師との関係というふうに思います。この保護者の方にとって見れば、一方的にそれを拒絶されているということで、何をお話するかという以前に、もうこれは拒否しているという、そういうことが事実としてこの学校ではあるということで、この要望書が出されたのだろうというふうに思います。

原則、校長は保護者と会うはずであるというふうなことがあるかもしれませんが、事実として、現在、そういったことでいろいろ問題があるということだろうと思います。この保護者の方は、卒業証書の西暦問題に関しての要望書を何度も何度も出されているわけで、それが出されたとき、校長先生に定例会での話を伝えますと。そして会議録もお見せしますというふうにおっしゃっていただいて、そういう状況になっていたわけですが、ただし、ことしもこういう要望書が出るということは、こういう形での話し合いというものが実際にはないという事実があつて、出されたのだろうというふうに思います。

学校指導課から会うようにというような指導をするというのは少し大きな問題になってしまうかもしれませんが、原則会ってというようなご指導をしていただけたらなというふうに思いますけれども、それは不可能なのでしょうか。

○【佐藤委員長】 俣田学校指導課長。

○【俣田学校指導課長】 繰り返しになりますけれども、どの学校も必要に応じて校長なり、副校長なり、主幹なり必要なメンバーが会っています。例えば全く会わないということはどこの学校でもないです。まずこれが1点。

それから私も校長でございましたけれども、個々のケースが生じた場合にだれが対応するかということは、やはり校内できちんと相談をいたします。校長が出る場合もありますし、副校長が対応する場合もございます。それはやはり先ほど申し上げたように、校務分掌上の役割を持つものが責任を持って、校長の意を受けて対応するわけですから、まず1つは会っているという事実があるということと、あと対応者というのは校内できちんと相談をして決めているものであるというふうにお話しをいたします。

以上です。

○【嵐山委員】 私も少し感想を言います。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 そうなのですけれども、これは悪く言うとクレームの文体なのです。例えば私も編集長をやっていて、必ずクレームは、「おまえじゃだめだ、社長を出せ」と必ず言う。社長でなかったって技術の担当でも、その1つの組織でやっている以上は対応するわけです。ところが「社長を出せ」「局長を出せ」と言って、「おまえでは話にならない」というふうにするクレーム的な要素が感じられる。ですから、これでとにかく校長に会えと言ったら、何かあるたびに全部校長でなければおさまらないというような、つまり逆に言うと、校長以外の教員を認めないということになるわけですので、これで校長に会えというのは、感想ですが、私は嫌な気がします。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 先ほど申し上げましたが、副校長でも担任でも教務主任でも、分掌上できちんと説明ができればどなたでもいいと思います。けれども、その人が「学校長の方針です」とだけしか言えないから、校長先生がどうしてそういう方針なのか本当に聞きたいという要望だと思います。ですから、もし副校長が「校長先生はこういう理由でこうでこうです」という理由がちゃんと述べられれば、それなりに納得されるかもしれません。私も大学などで、例えば副学長と会って、「学長が決めたことです」としか言われなかったら、それだったら学長と直接話をさせてくださいと言います。ですから、分掌上でこの人が会ったときに、その人が「校長が決めたことだから」としか言わないから問題になっているのです。

○【嵐山委員】 ですけれども、これは西暦にするか元号にするかということと、卒業の歌を決めるということですね。

○【中村委員】 いいえ。歌は関係ないです。

○【嵐山委員】 いいえ。この15番に関して言っているのです。今、米田委員もそのことをおっしゃったわけですから。校長に会えるように教育委員会が話し合いの機会をつくってくださいというこの件で言っているのです。ですが、そういうことになったら、校長以外の教職員はすべて当事者ではないということになってしまいます。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ですから、先ほど申し上げたように、この「大地讃頌」については、子どもたちに理由が示されない、言えない事情があったことがわかりましたけれども、いろいろなことにおいて

「校長が決めたことだから」ということで、それ以上のことを担任も、主任も、だれも言わないということの例として言っていると私は思いますので、要望書のもととはやはり卒業証書のことです。そして、校長先生と会えるようにしてくださいということ。

それから2番目が、どなられて追い返されたという話を聞いたので、やはり1対1で校長先生と会うのは怖いから、教育委員が同席をしてくださいとのこと。そういうことだったら私は同席してもいいですが。

だから、この「大地讃頌」は決めてしまったことについて説明がされないことの例だと思います。

そして、ここまで言って、もしここで認めてしまうと、何か言いたいことがある人がどんどん校長のところに行ってしまうかという、教育活動が麻痺するほどの要求というのを、たくさんの人が持って詰めかけるとは私は思っていないです。

○【佐藤委員長】 私も幾つか話をいたします。要望書は毎回話が広がっていくのですけれども、幾つか申し上げたいと思います。

まず推薦のことに関しては、推薦基準を含めた事務的なお話が毎年対象の保護者に学校からはあります。私もそれぞれ2回聞いた覚えがあります。それは、学業はもちろんであるけれども、生活面も大切だという徹底であり当然であると思います。

それから、不要物については何年目になるのでしょうか。教育委員が各中学校の生徒会役員との懇談会というものを持っています。毎年、子どもたちからの発言で、各校の課題として不要物の持ち込みが自然と挙がります。「何とか不要物をなくしたい、その問題を何とかしたいんだ」という、それは子ども達の生の声です。それを学校側と相談しながら、学校を挙げてさまざま取り組んでいただいていると聞いています。

また、先ほどから校長が決めた、それから説明する責任というお話が再三出ています。確かに説明責任ということは大事だと思います。それと同時に、説明の方法やそれから内容など、教育的配慮も含めた教育的判断があった上での結論であると理解する必要があると、私はそのように考えて教育委員として仕事をしています。

もう1つは信頼を損なう、あるいは教育力の低下というお話がありました。研究奨励校等でも、子どもたちの変容であるとか、授業を参観して授業の質が非常に変わったと、感動した感謝の声が保護者、地域の方から学校に寄せられることがあって、それが研究を進める先生方の大きな力になったという話を複数校から聞きました。もちろん、そうした声だけではなくて、個別の課題や対応が全校にあると思います。あって当たり前だと思います。それについては誠実に対応をお願いしたいと思っております。

ただ、今回の要望書について言えば、「校長と話し合いをしたい、それから意見の交換をしたい」ということです。それから「これまでの定例会での内容を事前に説明してください」という、これは以前も申し上げましたけれども、先ほど学校指導課長から会議録を各校に配付しているというお話でした。話し合いや意見の交換というのはその内容が、話し合いや意見の交換になじむかどうかというのが私は1つの判断の基準であると思っていますので、それを含めた学校の判断であるのではないかと考えています。

まだ途中かもしれませんが、一応それが意見です。

要望書について、ほかにありますでしょうか。

中村委員、どうぞ。



んと説明してください。

○【**悴田学校指導課長**】 今の件については発言の取り消しを求めます。ただし、この要望書を書かれた方のことではありません。

○【**嵐山委員**】 この件に関しては、やはりこういう要望書が来て、議論になったということで、教育委員会がどうこうというのではなくて、悴田課長が対応して報告してください。

それから先ほどの中村委員の発言の中で、いろいろな学校の中の問題を全部校長や先生に言いつけるのは密告であるというような発言があったのですが、例えば、学校内で自分がいじめにあったら先生に言うというのは生徒の権利です。それから教師が気がつかない間にいじめにあっていたということになると刑事事件になって、教師が処分の対象になり、今、裁判にさえなっているわけです。ほかの生徒が困っていると先生に言うことを「密告」とは、どういうことですか。

○【**佐藤委員長**】 中村委員。

○【**中村委員**】 いじめられている本人が先生に困っていると言うのは、それは本人ですから密告ではないし、あるいはほかの子どもが気がついて言うのも私は当然だと思っています。私が言っているのは、例えば、お菓子を持って来てはいけない、携帯を持って来てはいけないとかのルールが決まっていて、そしてアンケートが配られて、自分がそういうことしましたか、したら書きなさい、自分がそれを目にしたことがあったらそれを書きなさい。だれだれが携帯を持って来ましたとか、お菓子を持っていましたということを組織的に、全員に、アンケートを配って、そしてアンケートで出て来た子どもたちを呼んで、ほかに不要物を持って来た子どもがいなかどうか言いなさいという、それはいじめられた子が先生に訴えることと全然違います。

○【**嵐山委員**】 そういうことはやられているわけですか。

○【**佐藤委員長**】 悴田学校指導課長。

○【**悴田学校指導課長**】 ケースは違いますけれども、例えば、小学校の道徳の読み物資料の中には、そうしたことを知ったとき、果たして自分は言うべきか言わざるべきかというようなことを考えさせる資料もあります。いわゆる「葛藤教材」というふうにいいますけれども、その中で自分の生き方について考えを深めさせるという取り組みをしているわけです。今回の件についても、それは共通するものがあるだろうと思います。実際、項目としては入っております。

○【**佐藤委員長**】 中村委員。

○【**中村委員**】 今は道徳でどう教えているかではなくて、実際にこの学校でアンケートを配って自分でやっていたら書きなさい、そしてほかの子もやっていることがあったら書きなさいということがされているかどうか。それから、やっているということがわかった子どもたちを呼んで、ほかにも知っていないかと言われている。今回、私が聞いた話では初めは何人かで、そして呼び出して聞いたら、あと何人か、また10人ぐらいの名前が挙がったと聞いています。ですから、嵐山委員の質問は、悴田課長に対して、そういうことがその中学校でやられているのかどうかという質問です。そのことについて悴田課長は知っている限り答えるべきです。

○【**悴田学校指導課長**】 今お答えいたしました。質問は入っています。

○【**中村委員**】 では、つまり質問が入っていて、そして呼び出した子にほかにもいないか聞いているということを把握されていますか。

○【**悴田学校指導課長**】 それは指導の中で、当然あり得ることだというふうに思います。

○【**嵐山委員**】 ですけれども、教職員に、この子は携帯を持ってきたのでしかられたけれども、ほ



教師の求めに応じてそういうことがよく行われているということについて、私はやはりそういうのは教育的指導なのだろうかと疑問を持っています。

それから、国立市では道徳授業地区公開講座などをして、道徳にもとても力を入れていると思いますけれども、「ルールを破ったら推薦しませんよ」と、これは道徳教育ではなくて単なるおどしだと私は思います。道徳というのは心を育てることだと思います。ルールを破ったら推薦しませんという、それで子どもたちの行動を中学卒業まではおとなしくさせておく、それが本当に教育でしょうか。私はもっと教育というものを大事に考えていますから、だからこそ警察と学校は違うと先ほどから申し上げています。

○【嵐山委員】 お菓子を持ってきたかという調査は、本当にあるのですか。

○【佐藤委員長】 悴田学校指導課長。

○【悴田学校指導課長】 ほかに知っている子がいたら、お菓子に限らずいわゆる不要物を持って来ている子がいたら教えてくださいという項目は入っています。先ほどから申し上げているとおりです。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 学校における指導ということでいろいろな問題があると思いますが、悴田課長が先ほどおっしゃった市教委訪問などのときに、先生たちが非常に授業力を上げるべく、同僚性を上げるべく努力していらっしゃるのか、研修会で非常に頑張っているのか、そういう姿はよく拝見して、私も国立市の先生たちは頑張っているなというふうに思っております。

ただ、学校の指導は教科指導だけではなくに、生活指導というのも非常に大きな柱だと思います。その生活指導、子どもが社会に出て困らないようにあいさつをさせるとか、掃除をきちっとするとか、あとほかの人に迷惑をかけないとかいろいろなことがあると思いますけれども、その生活指導をあまりに厳しくやることその子どもにとって、成長にとっていいことかどうかというのは少し疑問だろうというふうに私は思います。携帯を持って来てはいけない、それはもちろん学校のルールですけれども、では見つかった子が先生に取り上げられて、親を通じて返されるということは当然だというふうに思いますが、お菓子を持って来た、さらには漫画を持って来たぐらいのことを細かく調べて、それで生徒を呼び出して、こういうところまでやる必要はないのではないかと思います。

普通、生活指導というのは教科指導と2つ柱があって、どちらも大事ということですがけれども、あまり細かいことにああこう、学校が細かく目を光らせると、成長期の中学生なんかはかえって反発するというようなマイナスの部分も出てくるのではないかと思います。学校のルールを守らないということはそんなに褒められたことでないですけども、それほど呼び出して説教するかと、時間も無駄だし、この段階ですと、もういわゆる高校受験という非常に子どもの心も不安定な時期です。そういう時間にわざわざ時間をとって「どうしてお菓子持ってきた、反省しろ」というところまで中学3年生に言うのはちょっと言い過ぎではないかというふうに思います。

そういうことで、生活指導は大事ですけども、その辺はかなり柔軟にその子の今どういう時期かということも考えた上で、教育者は指導していただきたいというふうに思います。

先ほどもう1つ、校長先生に会うことに関していろいろ意見が出ましたけれども、やはり校長先生が誠意を持って会って話をしてくれ、自分の意見を聞いてくれる。それは要求が通らないこともあるかもしれないけれども、でもそれだけ先生が聞いてくださったということで、話をしたいという保護者が納得できる部分があると思うのです。これはあまりいい例ではないかもしれないけれども、もう瀕死の患者に対して医者が最後まで誠心誠意命を助けるべく頑張ってくれたら、家族は「どうして殺



した」というふうには言わないと思います。それと同じだと思ひまして、それは先生の気持ち、保護者を大事にする、生徒を大事にすると同時に、保護者一人一人の考え方を大事にするという姿勢だと思いますので、どういふ話題だから会わなくていいとか、この話題は校長と会うのになじまないなどというのは、そういう話題はないというふうに思ひます。校長先生もお忙しいと思ひますし、そういう意味で保護者との対応もなかなか大変だと思ひますけれども、保護者の方がこのようにぜひお会いしたいと熱望しているのだから、先ほど嵐山委員からも出ましたように何とか会ってもらえないかというように、悴田課長からアドバイスしていただくとよろしいかなというふうに思ひます。

○【佐藤委員長】 お菓子や漫画やいろいろ、さまざまな具体物が出ていますけれども、学校現場には学校現場で、よりよい学校生活を集団で送るといふ1つのねらいがあると思ひます。小さいことなら見逃していいのかという視点も当然ありますから、教育委員会が生活指導の中身についてどこまで必要かといふことを逐一話し合うのもいかがかと思ひます。先ほど嵐山委員もおっしゃいましたが、方法としてやはりさまざまあるのは事実だと思ひますし、その中から選択をして、子どもたちにとってよりよい指導をしていくといふのが学校の責任だと思ひています。

本来ならば、その学校生活をよくするために不要物を持っている子、あるいはよくないと思われる行為をしている子どもに対して友達同士で注意をし合えれば一番いいわけですから、それは子どもたちも、家庭も、先生も十分承知していると思ひます。ただ、残念ながらそれができない現実があるといふのも事実だと思ひます。ただ、そうしたことでできる子を育てる教育を家庭でもされていると思ひますし、学校でも進めていると私は思ひています。生活指導についてはさまざまな方法をとる中で、やはり慎重に教育的配慮をしながら進めてほしいと思ひますし、また先生はなぜこういうことをするのか、本当はどう行動することが望ましいのかを、子どもや、場合によっては保護者に正しく伝えるようにまた努力をすることも必要かなと思ひました。

それから、先ほどの発言に関しましては、個人を特定しかねない危惧があるといふことですので、発言の訂正を認めたいと思ひます。これに関してはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 これは陳情ではないので、採決するしないではないと思ひますが、もう卒業されるわけですから、これは私としてはぜひ要望者と校長先生が、ちゃんと会えるように私も願っていますし、もし必要あれば私も同席いたします。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

学校も1つの組織ですので、どなたがどういふ対応をするといふことも含めて校長の判断になると思ひます。今の議論を踏まえて学校指導課長、教育委員会で整理、対応していただければと思ひます。ほかによろしければ、要望書については終わりにしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、本日の審議案件がすべて終了いたしました。

ここで次回の定例教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

是松教育次長。

○【是松教育次長】 次回、第3回定例教育委員会は3月22日火曜日、午後2時から会場はここ教

育委員室としたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の定例教育委員会は3月22日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後4時22分閉会